

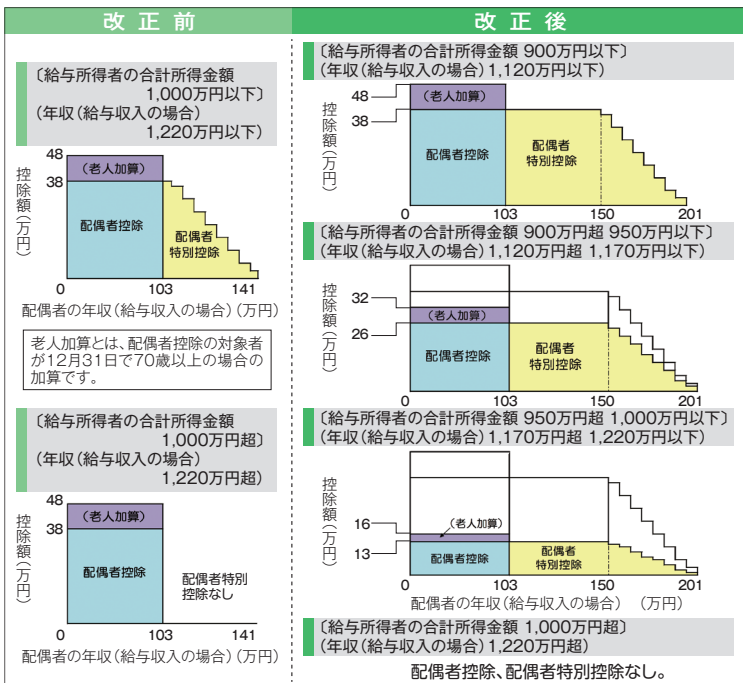
知らなきや損する

来年から「配偶者控除」「配偶者特別控除」が大幅に改正

平成30年から「配偶者控除」「配偶者特別控除」が大幅に改正されます。下図の通り、会社から支給される給与は「収入」で、税金計算では、収入から一定の「給与所得控除額(65万~220万円)」を控除(差

し引くこと)し「給与所得」を計算します。さらに「配偶者控除」や「生命保険料控除」などの「所得控除額」を差し引いて、税率を掛けて税金計算を行いますから控除額が大きければ納める税金は少なくなる訳です。

配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額のイメージ



新制度(住民税では平成31年度から)のポイントは2つ。①控除額38万円の対象となる妻の収入の上限が103万円から150万円に引き上げられること。②夫の所得によって控除額が減減・消失するしくみが加わることです。来年からパートで年収150万円を目指そうと考えた場合、130万円を超えると社会保険料(国民年金・健康保険・40歳以上は介護保険)の負担が必要になります。また、夫の勤務先から家族手当が支給されている場合は、

妻の年収が増えると手当が無くなることも。妻の働き具合の調整が改正で無くなる訳ではありませんが、世帯収入が増えれば、現在だけでなくリタイア後のマネープランにも影響するという長期的な視点も大切です。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サードファイナンス・高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 ……………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 ……………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F] ☎076-232-2038 要予約
(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00